

他庁の国内調査審査結果に基づき、シンガポール知的財産庁へ申請するためのグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムガイドライン（仮訳）

1. 背景

1.1 シンガポール知的財産庁は、2014年11月1日付けでグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）ネットワークに加入し、GPPH試行プログラムの参加庁となりました。GPPH試行プログラムでは、他のいずれかのGPPH参加庁による特許調査審査結果（国内段階成果物）に基づき、シンガポール知的財産庁特許出願（IPOS出願）の早期審査申請を行うことができます。これらの各庁を先行庁（OEE）といいます。

1.2 GPPH参加庁のリストを別紙1に示します。

2. IPOS特許出願の早期審査申請要件

2.1 早期審査を申請するIPOS出願およびGPPH申請の根拠となる先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。

2.2 先行庁出願は先行庁によって特許可能と判断された1以上の請求項を有すること。

2.3 IPOS出願においては、すべての請求項が先行庁によって特許可能と判断された1もしくは複数の請求項に十分に対応しているか、補正して十分に対応させなければなりません。差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が先行庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が先行庁出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は十分に対応しているとみなされます。例えば、IPOS出願の請求項に明細書に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

2.4 IPOS出願に関して審査が開始されていないこと。

2.5 GPPH試行プログラムに基づくIPOS出願の早期審査を申請する場合のシナリオを別紙IIに図示します。このシナリオリストはすべてのケースを網羅しているわけではありません。

3. IPOS特許出願の早期審査申請に関する手続

3.1 正しく記入した特許書式11（調査審査報告申請）又は特許書式12（調査報告申請）を提出のこと。これらの用紙は<https://www.ip2.sg/RPS/WP/Default.aspx>（オンライン出願用電子版）および<http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/FormsandFees/Patents.aspx>（書面による出願の場合のダウンロード版）から入手可能です。

3.2 特許書式11および特許書式12には以下の書類を添付しなければなりません。

- (a) 根拠となる先行庁出願のすべてのオフィスアクションの写し
- (b) 上記(a)に関連する特許可能な請求項の写し
- (c) 上記(a)に関連する特許可能な請求項と現行のIPOS出願の請求項との関係を表す

請求項対応表。請求項対応表の書式を別紙 III に示します。

3.3 上記(a)、(b)及び(c)に記載された書類が先行庁のドシエ・アクセス・システムで入手できる場合は、これらの書類を特許書式 11 および特許書式 12 に添付しなくても構いません。入手できるドシエ・アクセス・システムのリストを別紙 IV に示します。

3.4 上記(a)、(b)及び(c)に記載された書類が添付されていない特許査定の写真は GPPH の資格がないのでご注意ください。

3.5 特許書式 11 又は特許書式 12 の「ASPEC/PPH」欄のチェックボックスを選択してください。

3.6 特許書式 11 又は特許書式 12 を提出した後に GPPH への申請を行う場合は、付属文書を添付した書面による申請書をシンガポール知的財産庁宛に送る必要があります。申請書をシンガポール知的財産庁宛てに提出した日に E メールを pph@ipos.gov.sg にも送ってください。Eメールの件名欄には「GPPH 早期審査申請」と表題を入れてください。

3.7 これ以降のシンガポール知的財産庁との通信文にはいずれも「GPPH 早期審査申請」と表題を入れる必要があります。

4. 引用文献

3.2(a) 項に基づく提出書類で引用された文献の写真は GPPH 申請の提出時には必要ありません。ただし、シンガポール知的財産庁はその後に引用された文献の写しの提出を出願人に要求する場合があります。

5. 翻訳

5.1 3.2 項に記載された書類の原文が英語でない場合には、GPPH 申請時に英語の翻訳文を添付しなければなりません。

5.2 4 項の文献は原文のまま提出することができます。ただし、引用文献の英語の概要が入手できない場合には、シンガポール知的財産庁は文献全体もしくは文献の一部の英語の翻訳文をその後に要求する場合があります。

5.3 いずれの書類についてもシンガポール知的財産庁が英語の翻訳文を理解できない場合には、当該書類の英語の翻訳文を提出するよう出願人に要請することができます。

6. GPPH 試行プログラムに基づく IPOS 特許出願の審査

6.1 シンガポール知的財産庁は、GPPH 申請を GPPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請として取り扱います。IPOS 出願は、シンガポール特許法（第 221 章）およびシンガポール特許規則に従って審査されます。これらの法規は <http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx> で閲覧することができます。

6.2 出願人は、特に特許法（第 221 章）の第 30 条（特許の付与）および第 69 条（侵害の救済制限）を参考にして、シンガポールにおける特許事項に関して専門家の助言を求めてください。

7. 照会

グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに関しては pph@ipos.gov.sg 宛てにEメールでお問い合わせください。

シンガポール知的財産庁
2014年11月1日

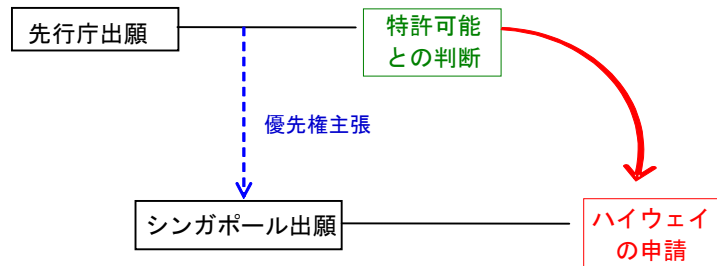
別紙 1

	グローバル特許審査ハイウェイ参加庁	国際調査機関及び国際予備審査機関
1	オーストラリア知的財産庁	○
2	オーストリア特許庁	○
3	カナダ知的財産庁	○
4	デンマーク特許商標庁	×
5	フィンランド特許登録庁	○
6	ハンガリー知的財産庁	×
7	アイスランド特許庁	×
8	イスラエル特許庁	○
9	日本国特許庁	○
10	韓国特許庁	○
11	北欧特許庁	○
12	ノルウェー産業財産庁	×
13	ポルトガル産業財産庁	×
14	ロシア連邦知的財産庁	○
15	シンガポール知的財産庁	○ ¹
16	スペイン特許商標庁	○
17	スウェーデン特許登録庁	○
18	英国知的財産庁	×
19	米国特許商標庁	○

¹ シンガポール知的財産庁は近日中に国際調査機関および国際予備審査機関としての業務を開始します。

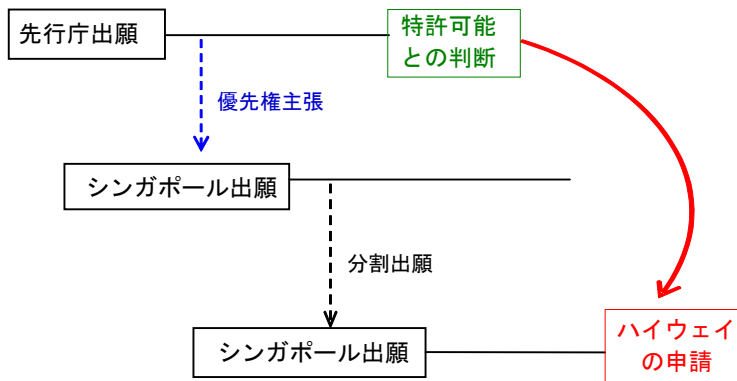
別紙 II

シナリオ(1) : GPPH 申請の根拠となる先行庁出願に基づいて、IPOS 出願がシンガポール特許法（第 221 章）の第 17 条に基づく正当な優先権を主張している。



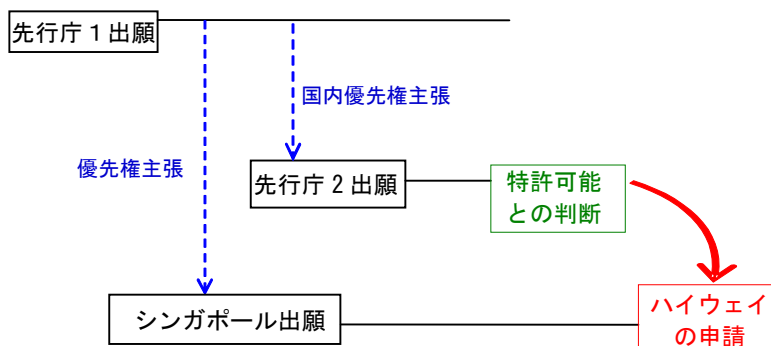
先行庁出願が IPOS 出願に基づき優先権を主張する逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。

シナリオ(2) : IPOS 出願が上記(1)に記載された IPOS 出願の分割出願であって、前記分割出願が、GPPH の申請の根拠となる先行庁出願に基づいて、シンガポール特許法（第 221 章）の第 17 条に基づき正当な優先権を主張している。



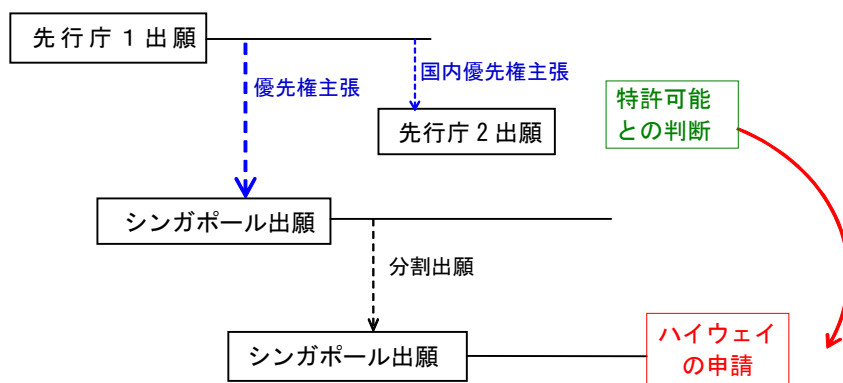
先行庁出願が IPOS 出願に基づき優先権を主張する逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。

シナリオ (3) : IPOS 出願が、先行庁出願(「先行庁 1 出願」)に基づいて、シンガポール特許法(第 221 章)の第 17 条に基づく正当な優先権を主張し、GPPH の申請の根拠となる先行庁出願(「先行庁 2 出願」)も先行庁 1 出願に基づく正当な国内優先権を主張している。



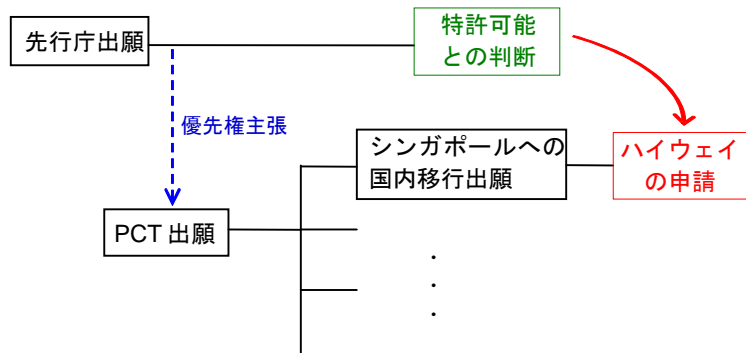
先行庁 1 出願が IPOS 出願に基づき優先権を主張する逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。

シナリオ (4) : IPOS 出願が上記 (3) に記載された IPOS 出願の分割出願であって、当該分割出願が先行庁出願(「先行庁 1 出願」)に基づいて、シンガポール特許法(第 221 章)の第 17 条に基づき正当な優先権を主張し、GPPH の申請の根拠となる先行庁出願(「先行庁 2 出願」)も先行庁 1 出願に基づき正当な国内優先権を主張している。



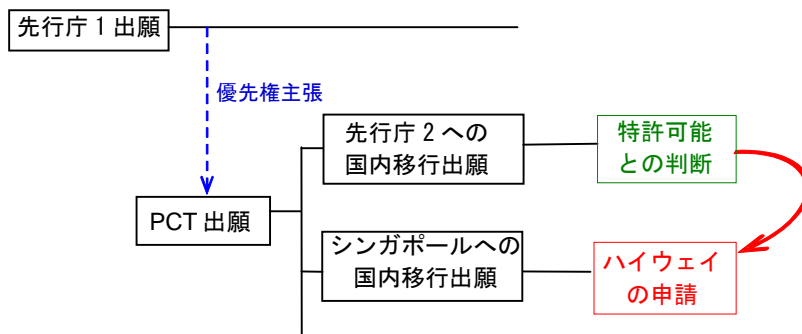
先行庁 1 出願が IPOS 出願に基づき優先権を主張する逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。

シナリオ (5) : IPOS 出願が PCT 国際出願の国内段階移行 (「IPOS への 国内移行出願」) であり、先行庁出願に基づいて、シンガポール特許法 (第 221 章) の第 17 条及び第 87 条に基づき正当な優先権を主張している。先行庁出願が GPPH の申請の根拠となっている。



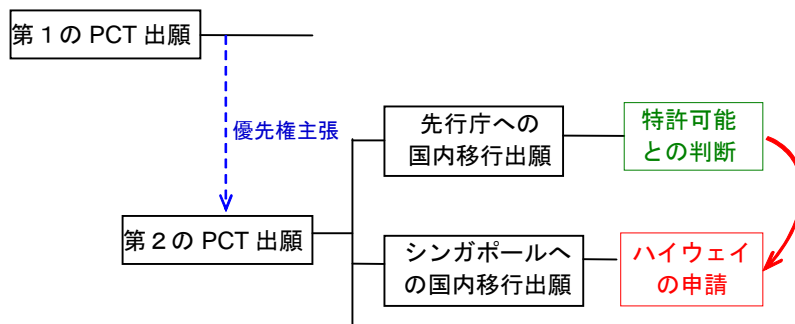
先行庁出願が PCT 出願に基づき優先権を主張している逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。

シナリオ (6) : IPOS 出願が PCT 出願 (「IPOS への国内移行出願」) の国内段階移行であり、先行庁出願 (「先行庁 1 出願」) に基づいて、シンガポール特許法 (第 221 章) の第 17 条及び第 87 条に基づき正当な優先権を主張している。GPPH の申請の根拠となっている先行庁出願 (「先行庁 2 国内移行出願」) が同じ PCT 出願の国内段階移行であり、先行庁 2 への国内移行出願が先行庁 1 出願に基づく正当な優先権を主張している。

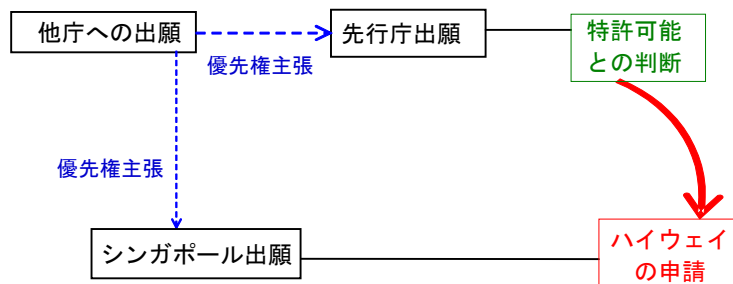


先行庁 1 出願が PCT 出願に基づき優先権を主張する逆のシナリオの場合も GPPH の申請が可能。先行庁 1 出願はシンガポール知的財産庁又は先行庁以外の庁に最初に出願することもできる。

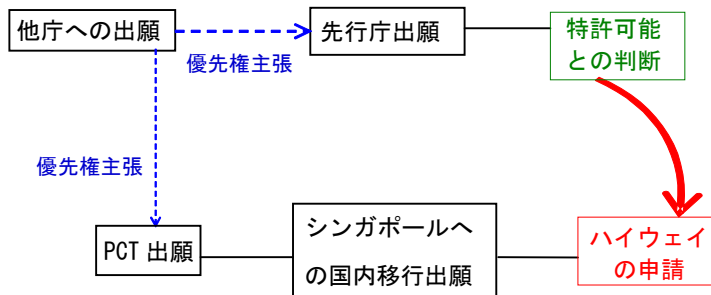
シナリオ (7) : 2つのPCT出願があり、第2の出願が最初の出願に基づき正当な優先権を主張している。IPOS出願(「IPOS国内移行出願」)は第2のPCT出願の国内段階移行であり、IPOSへの国内移行出願が、最初のPCT出願に基づいて、シンガポール特許法(第221章)の第17条及び第87条に基づき正当な優先権を主張している。GPPHの申請の根拠となる先行庁出願(「先行庁への国内移行出願」)が第2のPCT出願の国内段階移行であり、先行庁への国内移行出願が最初のPCT国際出願に基づく正当な優先権を主張している。



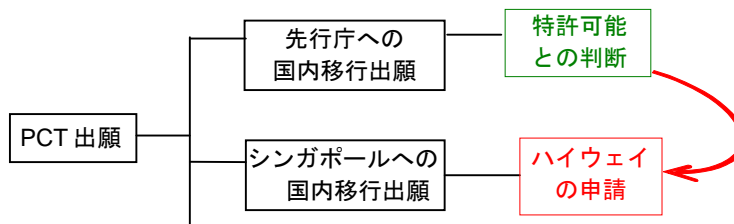
シナリオ (8) : シンガポール知的財産庁又は先行庁以外の庁に最初の出願が提出されている。IPOS出願が最初の出願に基づいて、シンガポール特許法(第221章)の第17条に基づき正当な優先権を主張している。GPPHの申請の根拠となる先行庁出願も最初の出願に基づき正当な優先権を主張している。



シナリオ (9) : IPOS 出願 (「IPOS への国内移行出願」) が PCT 出願の国内段階移行であり、他庁に提出された出願に基づいて、シンガポール特許法 (第 221 章) の第 17 条及び第 87 条に基づき正当な優先権を主張している。GPPH の申請の根拠となる先行庁出願も他庁に提出された出願に基づく正当な優先権を主張している。



シナリオ (10) : IPOS 出願 (「IPOS への国内移行出願」) および GPPH の申請の根拠となる先行庁出願 (「先行庁への国内移行出願」) が同じ PCT 出願の国内段階移行である。



別紙 III

請求項対応表（グローバル特許審査ハイウェイ）

先行庁（OEE）	
OEE 出願番号	

IPOS 出願の請求項 ²	OEE 出願の審査済み請求項 ³	対応に関する説明

用紙…/…

IPOS 出願のすべての請求項は OEE 出願の特許可能な請求項に十分に対応している。

² OEE 出願の特許可能な請求項に対応する IPOS 出願の請求項番号を記入してください。

³ 特許可能と判断された請求項の番号を記入してください。

別紙 IV

官庁

ドシエ・アクセス・システム

オーストラリア知的財産庁

AusPat (<http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/>)

デンマーク特許商標庁

PVS オンライン

(<http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/patent?action=1&subAction=front&language=GB>)

ハンガリー知的財産庁

<http://epub.hpo.hu/e-aktabetekintes/?lang=EN>

イスラエル特許庁

ILPATSEARCH、イスラエル特許庁データベース

<http://www.ilpatsearch.justice.gov.il/UI/AdvancedSearch.aspx>

日本国特許庁

AIPN (<http://aipn.ipdl.inpit.go.jp/>)

韓国特許庁

K-PION (<http://k-pion.kipo.go.kr/>)

ノルウェー産業財産庁

<https://dbsearch2.patentstyret.no/AdvancedSearch.aspx?Category=Patent>

フィンランド特許登録庁

PatInfo (<http://patent.prh.fi/patinfo/default2.asp>)

スウェーデン特許登録庁

<http://was.prv.se/spd/search?lang=en>

英国知的財産庁

IPSUM (<http://www.ipo.gov.uk/p-ipsum.htm>)

米国特許商標庁

public PAIR (<http://portal.uspto.gov/pair/PublicPair>)

世界知的所有権機関

Patentscope (<http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>)

WIPO CASE (<http://www.wipo.int/case/en/>)